

わたしの家にも 住宅用火災警報器

消防法の一部改正により、田原市火災予防条例で設置および維持基準が定められ、戸建住宅や共同住宅などに住宅用火災警報器の設置が必要となります。

消防課 ☎23局4074



【設置の必要性】

近年、住宅火災による死者数が急増しています。また、その約6割が高齢者です。原因としては、約7割が逃げ遅れによって起こったものです。高齢化が進む現在、火災の発生にいち早く気づくために、住宅用火災警報器の設置が必要です。

【設置時期】

新築住宅
平成18年6月1日から設置が必要となります。

既存住宅
平成20年5月31日までに設置が必要となります。



煙式火災警報器

【設置する警報器】

基本的には、煙式火災警報器を設置します。火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により、火災の発生をいち早く知らせます。電源は、電池タイプと家庭用の電源を使うタイプがあります。(電池内蔵のもの)は、ご自身で取り付けが可能です。火災警報器は日本消防検定協会の検定に合格したNSマークが表示されているものをお勧めします。



NSマーク

【設置場所】

住宅内の寝室や階段などの天井または壁面に取り付けます。
田原市では、台所にも設置が必要です。